

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)」に関する意見の募集について

平成 26 年 4 月 9 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)第 6 条により、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 8 の 2 が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、厚生労働省令で定める基準に基づき、条例で基準を定めなければならないこととされました。市町村が条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされたため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を策定することを予定しております。

つきましては、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)」に関し、下記のとおり広く国民皆様から御意見を募集いたします。

記

1. 御意見募集期間

平成 26 年 4 月 9 日(水)～平成 26 年 4 月 22 日(火)(必着)

2. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法より提出ください(様式自由)。電話での受付はできませんので御了承下さい)。

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の 意見提出フォームへ のボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- (2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課企画法令係宛て

- (3) FAXの場合

FAX番号:03-3595-2672

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課企画法令係宛て

3. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載して下さい(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、提出いただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。